

平成 24 年第 4 回川崎市議会定例会

提出議案資料

議案第 248 号 訴訟上の和解について

【まちづくり局】

下水管きょ工事談合における訴訟上の和解について

1 主な和解内容

- ・控訴人は、訴訟上の請求額及び平成22年12月1日又は平成23年1月20日から支払済日まで年8.25パーセントの遅延利息の支払義務があることを認める。
- ・控訴人は、訴訟上の請求額及び平成22年12月1日又は平成23年1月20日から平成24年4月26日（第1審判決日）まで年3.1パーセントの遅延利息を合計した金額を10年間で分割して支払う。
※ 平成25年1月から平成34年11月までの遅延利息を合計した金額を10年間で分割して支払う。
- ・控訴人が和解における支払金額を遅滞なく支払ったときは、本市は、その他の遅延利息の支払義務を免除する。

※ 遅延利息は、現在の川崎市工事請負契約約款第54条第1項に基づく利率である。

2 和解における支払金額及び分割方法等

(単位:円)

控訴人	訴訟上の請求額	遅延利息	和解における支払金額	分割方法(毎月末日限り)	
				平成25年1月から平成34年11月まで	平成34年12月
*****	24,459,592	1,065,036	25,524,628	212,000	296,628
うちまちづく り局発注分	12,270,667	534,298	12,804,965	106,000	190,965

1 契約締結当時の川崎市工事請負契約約款の抜粋

(総則)

第1条 甲及び乙は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2から11 略

12 乙が共同企業体である場合は、その構成員は、別添の共同企業体協定書に従い共同連帯してこの契約を履行しなければならない。

13 乙が共同企業体である場合は、甲は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

第48条 乙が、契約の当事者となる目的でなした行為に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、甲は契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令若しくは独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令（以下「原処分」という。）又は独占禁止法第66条第1項から第3項までの規定による審決（原処分の全部を取り消す審決を除く。以下「審決」という。）を行い、原処分又は審決が確定したとき。
- (2) 乙が、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求の棄却若しくは訴えの却下の判決が確定したとき、又は乙がその訴えを取り下げたとき。

2 略

(不正行為に対する賠償金)

第53条 乙は、第48条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲の解除権の行使の有無にかかわらず、不正行為に対する賠償金として、請負金額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 第48条第1項第1号に規定する排除措置命令又は当該排除措置命令に係る審決のうち、その対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるとき。

- (2) 前号に規定するもののほか、原処分又は審決のうち、その対象となる行為が、甲に金銭的な損害を与えないものであることを乙が証明し、その証明を甲が認めるとき。
- (3) 乙について刑法第198条の規定による刑が確定したとき。ただし、乙について同法第96条の3の規定にも該当するとして刑が確定したときを除く。
- 2 前項の規定は、この契約による工事が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が請負金額の10分の2に相当する額を超えると甲が認定したときは、その超過額について不正行為に対する賠償金の請求を妨げるものではない。
- 4 第1項及び前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、その代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して不正行為に対する賠償金を甲に支払わなければならない。
- 5 甲は、第3項の規定により超過額を認定する場合は、期間を定めて乙（乙が共同企業体であり、既に解散している場合は、その代表者であった者及び構成員であった者）の意見を聴いて定めるものとする。

（注）発注者が特に必要と認める契約の場合は、第1項の不正行為に対する賠償金の額は、請負金額の10分の2を超え10分の3を超えない範囲で定めることができる。この場合において、第3項中「10分の2」とある部分は、当該定めた割合を記載するものとする

（損害金等の遅延利息）

第54条 乙は、第45条第1項の規定による損害金、第47条第2項（第48条第2項において準用する場合を含む。）の規定による違約金、第51条第3項の規定による返還金、同条第4項及び第5項の規定による賠償金又は前条第1項及び第3項の規定による不正行為に対する賠償金を甲の指定する期間内に支払わないとき又は第51条第8項の規定により甲が定める期限内に乙が採るべき措置を講じないときは、遅延日数に応じ、年8.25パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に支払わなければならぬ。

2 略

.....

2 現行の川崎市工事請負契約約款第54条抜粋（平成22年4月1日改正）

（損害金等の遅延利息）

第54条 受注者は、第45条第1項の規定による損害金、第47条第2項（第48条第2項において準用する場合を含む。）の規定による違約金、第51条第3項の規定による返還金、同条第4項及び第5項の規定による賠償金又は前条第1項及び第3項の規定による不正行為に対する賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないとき又は第51条第8項の規定により発注者が定める期限内に受注者が採るべき措置を講じないときは、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した遅延利息を発注者に支払わなければならぬ。

2 略